

令和7年度「東温市エネルギー価格高騰対策 中小零細企業応援給付金支給事業」

申請要領

概要

1. 趣旨

燃料等エネルギー価格の高騰や不安定な経済状況の影響により、厳しい経営状況にあっても事業継続に向けて取り組む市内中小零細企業を支援するため、応援給付金を給付します。

2. 給付額

法人：10万円 個人事業主：5万円

※本事業における応援給付金の申請は、**1事業者につき1回限り**です。

3. 注意事項

令和5年度～7年度に「地方創生臨時交付金」を活用した市の事業者向け支援金・給付金を受給した事業者は、本応援給付金を申請できません。

給付対象者及び給付要件

1. 給付対象者

申請日時点において、東温市内に本社・本店を有する法人及び同日に東温市内に住所を有する個人事業主。

○法人の本社、本店とは、履歴事項全部証明書における本店を指します。

○個人事業主は、住民票の住所が東温市内にあることが必要です。

○中小企業基本法に定める中小企業者に加えて、医療法人、農業法人、NPO法人など、会社法に規定する会社以外の法人についても幅広く対象となります。

○会社以外の法人（医療法人、農業法人、NPO法人等）については、次の①②のいずれかを満たし、かつ、③に該当する者が対象となります。

①出資の総額（※1）が3億円以下であること。

②出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が300人以下であること。

③主たる事務所の所在地が、東温市内にあること。

※1 「基本金」を有する法人については「基本金の額」と、一般財団法人については「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替えます。

参考：中小企業基本法に定める中小企業者の定義

業種	中小企業者	
	※資本金、従業員数の一方が下記の場合	
	資本金の額又	常時使用する

	は出資の総額	従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業、 その他の業種(②～④を 除く)	3 億円以下	300 人以下
② 卸売業	1 億円以下	100 人以下
③ サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
④ 小売業	5,000 万円以下	50 人以下

2. 給付要件

以下のいずれも満たすこと。

- (1) 令和6年度（法人においては直前の決算年度、以下「対象年度」という。）において、前年度又は前々年度のいずれか（以下「比較対象年度」という。）と比較して水道光熱費及び燃料費が増加していること。
- (2) 対象年度及び比較対象年度の年間売上（※2）が、法人 240 万円以上、個人事業主 120 万円以上であること。
- (3) 市税等を完納していること（督促料、延滞金を含む）。
法人税、市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、上下水道使用料、下水道受益者負担金、農業集落排水分担金について、未納がないことをご確認下さい。
- (4) 令和5年12月31日以前に創業していること。
- (5) 応援給付金を事業活動等の充実の活用し、かつ、応援給付金の交付を受けた後においても、事業を継続する意思がある者。

※2「売上」とは、確定申告書類等で事業収入として計上するものを指します（収入の総額から経費等を差し引いた利益ではありません）。なお、不動産収入や給与収入、雑所得や一時所得等は含みません。

給付対象外

以下のいずれかに該当する場合は対象外となります。

- (1) 「令和5年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」若しくは「令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した市の事業者向け給付金（※3）を受給した事業者又は「令和7年度 東温市貨物自動車運送事業者応援給付金」を受給した者

※3 「障がい者福祉施設等物価高騰対策応援給付金支給事業（R5/R6）」

「高齢者福祉施設等物価高騰対策応援給付金支給事業（R5/R6）」

「医療機関等物価高騰対策応援給付金支給事業（R5/R6）」

「農業収入保険加入促進支援事業(R5)」

「畜産配合飼料価格高騰対策支援事業(R5)」

「農業者燃料価格等高騰対策応援給付金支給事業(R5)」

「私立保育施設物価高騰対策応援給付金支給事業（R5/R6）」

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条の暴

- 力団又は暴力団員と関係がある場合等 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項の風俗営業（ただし、同項第 1 号の一部（料理店）及び第 5 号（ゲームセンター）は除く。）及び同法第 2 条第 5 項の性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第 13 項に規定する接客業務受託営業を行う中小零細企業者
- (3) 国又は法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 1 の公共法人（※ 4）

※ 4 法人税法別表第 1 に掲げる団体等

株式会社日本政策金融公庫、港務局、国立大学法人、社会保険診療報酬支払基金、水害予防組合、水害予防組合連合、大学共同利用機関法人、地方公共団体、地方公共団体金融機構、地方公共団体情報システム機構、地方住宅供給公社、地方税共同機構、地方道路公社、地方独立行政法人、独立行政法人（その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。）、土地開発公社、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本下水道事業団、日本司法支援センター、日本中央競馬会、日本年金機構、日本放送協会

- (4) 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条第 1 項の政治団体
- (5) 宗教上の組織若しくは団体
- (6) 大企業及びみなし大企業（※ 5）

※ 5：みなし大企業は次のいずれかが対象となります。

- ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者

- (7) (1)から(6)までに掲げる者のほか、応援給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者



東温市イメージキャラクター
いのとん

特例要件

新規開業や事業承継によって、通常の申請では不都合が生じる場合で、以下の特例要件を満たす事業者は、それぞれの特例で指定する書類を提出することで申請を認めます。

1. 創業・新規開業特例

対象年度との比較を行うことが困難である、令和 5 年 1 月 2 日から令和 5 年 12 月 31 日までの間に創業又は新規開業した中小零細企業者（個人事業主を含む）については、特例として、水道光熱費及び燃料費の増加の要件に関して以下のとおり取り扱います（法人設立日又は開業日を確認できる証拠書類等が必要です）。

なお、特例の取り扱いを受けた場合は、売上の下限要件「比較対象年度の年間売上が、法

人 240 万円以上、個人事業主 120 万円以上であることについては、免除となります。
設立又は開業した月は、操業日数にかかわらず 1 か月とみなします。

(1) 令和 5 年 1 月 2 日から令和 5 年 12 月 31 日までに創業又は新規開業した事業者で、以下の条件を満たすもの。

創業した月から、事業年度末までの操業期間と対象年度の同期間を比較して、水道光熱費及び燃料費の合計額が、**増加していること**。

【添付書類】

- ・ 比較するそれぞれの期間の水道光熱費・燃料費が確認できる書類
- ・ 法人：履歴事項全部証明書※申請日より 3 か月前以内に発行されたもの。
- ・ 個人事業主：開業・廃業等届出書又は事業開始等申告書等の写し（事業の開始が確認できる書類）

2. 事業承継特例

対象年度と比較対象年度の間に事業の承継を受けた事業者。

なお、事業継承をした年度の水道光熱費及び燃料費は承継前の者と事業承継を受けた者の水道光熱費及び燃料費の合計を用いること。

【添付書類】

- ・ 対象年度と比較対象年度それぞれの総売上・水道光熱費・燃料費が確認できる書類
- ・ 法人：履歴事項全部証明書※申請日より 3 か月前以内に発行されたもの。
事業承継が判る書類（株式譲渡契約書・事業承継計画書等の写し）
- ・ 個人：事業の開業・廃業等届出書の写し（e-Tax により申告した場合は受付日時が印字されているもの。）

3. 法人成り特例

対象年度と比較対象年度の間に個人事業者から法人化した場合。

なお、法人化した年度の水道光熱費及び燃料費は、法人化前の個人事業主と法人化後の法人の水道光熱費及び燃料費を合計した額を用いる。

【添付書類】

- ・ 対象年度と比較対象年度それぞれの総売上・水道光熱費・燃料費が確認できる書類
- ・ 法人設立届出書又は個人事業の開業・廃業等届出書の写し
※法人設立届出書：「設立の形態」欄で「1 個人企業を法人組織とした法人である場合」が選択されており、「整理番号」欄に個人の確定申告の番号を記載していること。（e-Tax により申告した場合は、受付日付印が印字）されていること。

※個人事業の開業・廃業等届出書：「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載があり、その法人名・代表者名が申請内容と一致していること。(e-Taxにより申告した場合は、受付日付印が印字) されていること。

・履歴事項全部証明書

※設立日が対象年度と比較対象年度の間であること。

※申請日より3か月前以内に発行されたもの。

※発行年月日が記載されたページを含む全ページを提出してください。

申請の流れ

1. 申請書類

応援給付金の給付を受けようとする方は、次に掲げる書類を**令和7年12月26日(金)までに東温市地域活力創出課**に提出若しくは郵送にて申請してください。

なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。申請書の控えは、お手元に保管していただくようお願いします。

【必要な書類】

1. 申請書兼請求書(様式1)

- ・申請者の個人印又は法人の代表者印は不要です。
- ・法人番号は13桁でご記入ください。※国税庁法人番号公表サイトで確認可能
- ・申請書は交付決定後請求書として取り扱うため、**請求金額の訂正はできません**。
- ・振込口座の名義人は、通帳等に記載のとおり正確に記入してください。
- ・必ず**申請者名義の口座**を指定してください。(法人の場合は当該法人、個人事業主の場合は個人の口座に限ります。)

2. 誓約書(様式2)

※代表者の欄は、**必ず自署**をお願いします。

3. 対象年度の総売上・水道光熱費・燃料費が確認できる書類

【法人の場合】

- ・対象年度の**「法人税確定申告書(別表一)」**(※e-Taxの場合は、受信通知メールのある確定申告書の控え又は受付日時が印字された確定申告書)の**控え**
- ・**法人事業概況説明書(表裏両方)**の写し(P.10参照)
- ・決算報告書の**「損益計算書」、「販売費及び一般管理費内訳書」、「製造原価報告書」**などの写し

※公益法人等（法人税法別表第二に該当する法人）及び法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人（NPO 法人等）である場合は、対象年度及び比較対象年度の収入（寄付金、助成金等を含む）が確認できる書類として、下記を確定申告書類の代わりに提出することができます。

例)

法人種別	収入の計算書類等
学校法人	事業活動収支計算書
社会福祉法人	事業活動計算書
公益財団法人・公益社団法人	正味財産増減計算書

※上記に記載のない法人については、申請に必要な内容が確認できる書類を提出してください。

【個人事業主の場合】

※確定申告書等に記載されている個人番号（マイナンバー）欄は黒塗りするなど、見えない状態にしてください。

○ 確定申告が青色申告の方

・対象年度の「**所得税確定申告書 第一表**」（※e-Tax の場合は、受信通知メールのある確定申告書の控え又は受付日時が印字された確定申告書）の写し、及び「**青色申告決算書**」の写しを添付してください。（P. 11 参照）

○ 確定申告が白色申告の方

対象年度の「**所得税確定申告書 第一表**」（※e-Tax の場合は、受信通知メールのある確定申告書の控え又は受付日時が印字された確定申告書）の写し、及び「**収支内訳書**」の写しを添付してください。（P. 12 参照）

○ 確定申告を行っていない方

対象年度の「**市民税・県民税申告書**」の写し、及び事業に使用した「**水道光熱費**」及び「**燃料費**」が判る台帳の写し及び領収書類を添付してください。（P. 13 参照）

上記での確認が難しい場合は、

決算書類等の内「水道光熱費」及び「燃料費」が確認できるもの、もしくは法人又は個人事業主が作成している確定申告等の基礎となる「台帳」等の写しを添付してください。

4. 比較対象年度の総売上・水道光熱費・燃料費が確認できる書類

比較対象年度における「3.」と同様の確認書類

5. 申請日時点の住所地が確認できる書類

【法人の場合】

履歴事項全部証明書（コピー可）

※登記情報提供サービスで取得した登記情報の写しでも可。

申請日より前3か月以内に発行のもの。

【個人事業主の場合】

下の①又は②のいずれか

①住民票※申請日より前3か月以内に発行のもの。

※東温市役所市民課窓口、コンビニ交付サービス（利用者証明用電子証明書付きの個人番号カード【マイナンバーカード】をお持ちの方のみ）にて取得可能。

②本人確認書類の写し

※申請者本人の運転免許証、パスポート、保険証等の写し

6. 応援給付金の振込先口座の通帳の写し

※通帳のオモテ面、通帳を開いた1, 2ページ目の両方（金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義の情報が確認できるページ）の写し。

【インターネットバンキングの場合】

金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義の情報を確認できるサイトページ画面の写し。

7. その他必要な書類

必要に応じて、東温市が求める書類を添付してください。

2. 申請に必要な書類の入手方法

次の方法にて、申請様式を入手することができます。

※極力ホームページからダウンロードをお願いします。

(1) ホームページからダウンロード

○東温市ホームページ

⇒「しごとの情報」⇒「企業支援」

⇒「東温市エネルギー価格高騰対策中小零細企業応援給付金を給付します」

(2) 東温市での配布

※ 窓口での配布は平日の8時30分から17時15分までの対応です。

3. 申請方法

持参又は郵送での申請となります。

申請書類を次の宛先に持参又は郵送することで申請することができます。なお、郵送の

際の封筒は角形2号サイズでの郵送をお願いします。また、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法をご利用ください。

<宛先>

〒791-0211 東温市見奈良 530 番地 1

東温市地域活力創出課 応援給付金窓口 宛

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※送料は申請者側でご負担をお願いします。

4. 申請期間

令和7年8月7日（木）から令和7年12月26日（金）まで

※持参の場合は、土日、祝日を除く

8時30分～17時00まで

※郵送の場合は必着をお願いします。

5. 追加書類の提出依頼及び申請内容の確認

申請書類に不足や記入漏れ等の不備があった場合等、必要に応じて、追加書類の提出を求めたり、申請内容の確認や説明を求めるために連絡をしたりすることがあります。申請書には必ず、日中（9時～17時）に対応可能な連絡先の記入をお願いします。

その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、応援給付金の給付を受ける意思がないものと判断し、申請を却下します。

6. 交付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは応援給付金の交付決定を行います。また、本応援給付金の給付は、交付決定後、速やかに行います。

応援給付金の給付対象とならないと判断した場合は、不交付決定通知書を送付します。

7. 給付等

給付の通知は、申請いただいた口座への振り込みをもって行い、通知書等の送付はありません。

なお、必要に応じて、追加書類の提出を求め、確認のために連絡をすることがあり、給付まで時間を要する場合があります。

8. 交付決定の取り消し及び応援給付金の返還等

応援給付金の交付決定後、対象要件に該当しない事実や虚偽、不正等が発覚した場合は、東温市は応援給付金の交付決定を取り消すことがあります。この場合、不正受給を行った申請者は、東温市の指定する期日までに、応援給付金の全部又は一部を返還する義務を負います。

9. 本応援給付金に関するお問い合わせ先

本応援給付金の申請等に関してご不明な点がございましたら以下へお問い合わせください。

○東温市 地域活力創出課 企業振興係

TEL：089-964-4414 受付時間：8 時 30 分～17 時 15 分（土日祝日除く）

注意事項

対象要件を満たしていないにもかかわらず、偽って応援給付金の給付を受けようとする行為は犯罪です。不正等が判明した場合は応援給付金を返還いただくとともに、申請者の情報を公表するなど、厳正に対処いたします。

1. 事業者名等の公表

虚偽や不正等が発覚した場合は、応援給付金の給付を受けた事業者名等の情報をホームページにて公表することがあります。

2. 検査・報告等

本応援給付金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、東温市は対象事業者の取組について検査を行うとともに報告等を求めることがあります。

3. 個人情報の取り扱い

申請書類に記載された情報は、本応援給付金の審査・支給に関する事務に限り使用し、同意事項及び契約事項を除き、他の目的には使用しません。

4. 警察本部への照会

行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請の際に暴力団等でない旨の誓約をお願いしており、内容確認のために必要に応じて警察本部へ照会を行います。

(2) 個人事業主の場合

ア 確定申告が青色申告の方

青色申告決算書（損益計算書）により、年間の総売上及び水道光熱費、燃料費を確認してください。

FA3000

令和 0 年分所得税青色申告決算書（一般用）

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住所	氏名	事務所所在地
事業所所在地	電話番号（事業用）	氏名（名称）
業種名	加入団体名	電話番号

令和 年 月 日 損益計算書（自 月 日至 月 日）

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
売上(収入)金額 (雑収入を含む)	①	消耗品費	①	貸倒引当金	①
販売商品(製品)類	②	減価償却費	②	貸倒引当金	②
仕入金額	③	福利厚生費	③	貸倒引当金	③
小計(②-③)	④	給料賃金	④	貸倒引当金	④
運送料品(製品)類	⑤	外注工賃	⑤	貸倒引当金	⑤
差引原価(④-⑤)	⑥	利子割引料	⑥	貸倒引当金	⑥
差引金額	⑦	地代家賃	⑦	貸倒引当金	⑦
差引金額	⑧	貸倒金	⑧	貸倒引当金	⑧
租税公課	⑨		⑨	貸倒引当金	⑨
商運運賃	⑩		⑩	貸倒引当金	⑩
水道光熱費	⑪		⑪	貸倒引当金	⑪
旅費交通費	⑫		⑫	貸倒引当金	⑫
通信費	⑬		⑬	貸倒引当金	⑬
広告宣伝費	⑭		⑭	貸倒引当金	⑭
接待交際費	⑮		⑮	貸倒引当金	⑮
損害保険料	⑯		⑯	貸倒引当金	⑯
修繕費	⑰		⑰	貸倒引当金	⑰
		差引金額	⑱	貸倒引当金	⑱
		差引金額	⑲	貸倒引当金	⑲

令和0年特別控除前の所得金額 (①+②-③)

青色申告特別控除額 (①+②-③)

所得金額 (①+②-③)

青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。

下の欄には、書き込んでください。

FA3025

令和 0 年分

○月別売上(収入)金額及び仕入金額

月	売上(収入)金額	仕入金額
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
計		

○給料賃金の内訳

氏名	年齢	雇用形態	給料	賞与	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額
その他(人分)						
計						

○専従者給与の内訳

氏名	年齢	雇用形態	給料	賞与	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額
計						

○貸倒引当金繰入額の計算 (この計算に当たっては、「決算の手引き」の「貸倒引当金」の項を読んでください。)

項目	金額
特別評価による本年分繰入額	①
評価額に本年分繰入額	②
本年分繰入額	③
本年分繰入額	④
本年分繰入額	⑤

○青色申告特別控除額の計算 (この計算に当たっては、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。)

項目	金額
本年分の不動産所得の金額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	①
青色申告特別控除前の所得金額(1ページの「損益計算書」の金額をみてください)	②
65万円又は35万円(65万円又は35万円と②のいずれか少ない方の金額)	③
青色申告特別控除額	④
上記以外	⑤
の組合	⑥

(注) 貸倒引当金、専従者給与や3ページの割増(特別)償却以外の特長を利用する人は、適宜の用紙にその別額を記載し、この決算書に添付してください。

イ 確定申告が白色申告の方

収入内訳書により、年間の総売上及び水道光熱費、燃料費を確認してください。

FA7001

令和 0 年分収支内訳書（一般用）
（あなたの本年分の事業所得又は雑所得の金額の計算内容をこの表に記明して提出申告書に添付してください。）

住所 氏名 事務所所在地 氏名 事務所所在地
 事業所所在地 電話番号（事業用） 氏名（名称） 電話番号
 業種名 届出 加入団体名 電話番号

提出用
 （令和五年分以降用）
 令和 年 月 日

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

科目	金額	科目	金額
売上（収入）金額 ①		旅費交通費 ⑪	
売上金額		通信費 ⑫	
人件費 ②		広告宣伝費 ⑬	
人件費		接待交際費 ⑭	
その他の収入 ③		損害保険料 ⑮	
その他の収入		修繕費 ⑯	
（①+③-④）		消耗品費 ⑰	
経費商品（製品） ④		賃借料 ⑱	
経費商品（製品）		雑費 ⑲	
仕入金額 ⑤		小計（⑮+⑯+⑰+⑱）	
仕入金額		雑費 ⑲	
小計（⑤+⑥+⑦）		雑費 ⑲	
経費商品（製品） ⑥		雑費 ⑲	
経費商品（製品）		雑費 ⑲	
引当金繰入 ⑦		雑費 ⑲	
引当金繰入		雑費 ⑲	
給料賃金 ⑧		雑費 ⑲	
給料賃金		雑費 ⑲	
外注工賃 ⑨		雑費 ⑲	
外注工賃		雑費 ⑲	
経費商品 ⑩		雑費 ⑲	
経費商品		雑費 ⑲	
地代家賃 ⑪		雑費 ⑲	
地代家賃		雑費 ⑲	
利子割引料 ⑫		雑費 ⑲	
利子割引料		雑費 ⑲	
その他の収入 ⑬		雑費 ⑲	
その他の収入		雑費 ⑲	
水道光熱費 ⑭		雑費 ⑲	
水道光熱費		雑費 ⑲	

○給料賃金の内訳
 氏名（年齢） 延べ月数 給料賃金 合計 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
 氏名（年齢） 延べ月数 給料賃金 合計 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
 氏名（年齢） 延べ月数 給料賃金 合計 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
 氏名（年齢） 延べ月数 給料賃金 合計 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
 氏名（年齢） 延べ月数 給料賃金 合計 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳
 支払先の住所・氏名 本年中の報酬等の金額 左のうちの必要経費算入額 右のうちの必要経費算入額
 支払先の住所・氏名 本年中の報酬等の金額 左のうちの必要経費算入額 右のうちの必要経費算入額
 支払先の住所・氏名 本年中の報酬等の金額 左のうちの必要経費算入額 右のうちの必要経費算入額
 支払先の住所・氏名 本年中の報酬等の金額 左のうちの必要経費算入額 右のうちの必要経費算入額
 支払先の住所・氏名 本年中の報酬等の金額 左のうちの必要経費算入額 右のうちの必要経費算入額

○事業専従者の氏名等
 氏名（年齢） 続柄 延べ月数
 氏名（年齢） 続柄 延べ月数
 氏名（年齢） 続柄 延べ月数
 氏名（年齢） 続柄 延べ月数
 氏名（年齢） 続柄 延べ月数

○減価償却費の計算
 減価償却資産の名称等（繰上償却を要するもの） 取得年月 取得価額 償却の基礎となる金額 償却方法 償却年数 償却率 本年分の償却額 本年分の必要経費算入額 本年分の必要経費算入額（⑧×⑩） 未償却残高（期末残高） 備考
 減価償却資産の名称等（繰上償却を要するもの） 取得年月 取得価額 償却の基礎となる金額 償却方法 償却年数 償却率 本年分の償却額 本年分の必要経費算入額 本年分の必要経費算入額（⑧×⑩） 未償却残高（期末残高） 備考
 減価償却資産の名称等（繰上償却を要するもの） 取得年月 取得価額 償却の基礎となる金額 償却方法 償却年数 償却率 本年分の償却額 本年分の必要経費算入額 本年分の必要経費算入額（⑧×⑩） 未償却残高（期末残高） 備考
 減価償却資産の名称等（繰上償却を要するもの） 取得年月 取得価額 償却の基礎となる金額 償却方法 償却年数 償却率 本年分の償却額 本年分の必要経費算入額 本年分の必要経費算入額（⑧×⑩） 未償却残高（期末残高） 備考
 減価償却資産の名称等（繰上償却を要するもの） 取得年月 取得価額 償却の基礎となる金額 償却方法 償却年数 償却率 本年分の償却額 本年分の必要経費算入額 本年分の必要経費算入額（⑧×⑩） 未償却残高（期末残高） 備考
 計 計 計 計 計 計 計 計 計 計 計 計

（注）平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ⑩欄に償却率を記入します。

○利子割引料の内訳（金融機関を除く）
 支払先の住所・氏名 本年中の支払金額 左のうちの必要経費算入額 右のうちの必要経費算入額
 支払先の住所・氏名 本年中の支払金額 左のうちの必要経費算入額 右のうちの必要経費算入額
 支払先の住所・氏名 本年中の支払金額 左のうちの必要経費算入額 右のうちの必要経費算入額
 支払先の住所・氏名 本年中の支払金額 左のうちの必要経費算入額 右のうちの必要経費算入額
 支払先の住所・氏名 本年中の支払金額 左のうちの必要経費算入額 右のうちの必要経費算入額

○地代家賃の内訳
 支払先の住所・氏名 賃借物件 本年中の賃借料・地代家賃等 左のうちの必要経費算入額 右のうちの必要経費算入額
 支払先の住所・氏名 賃借物件 本年中の賃借料・地代家賃等 左のうちの必要経費算入額 右のうちの必要経費算入額
 支払先の住所・氏名 賃借物件 本年中の賃借料・地代家賃等 左のうちの必要経費算入額 右のうちの必要経費算入額
 支払先の住所・氏名 賃借物件 本年中の賃借料・地代家賃等 左のうちの必要経費算入額 右のうちの必要経費算入額
 支払先の住所・氏名 賃借物件 本年中の賃借料・地代家賃等 左のうちの必要経費算入額 右のうちの必要経費算入額

- 1 -

FA7051

令和 0 年分収支内訳書（一般用）
（あなたの本年分の事業所得又は雑所得の金額の計算内容をこの表に記明して提出申告書に添付してください。）

提出用
 （令和五年分以降用）
 令和 年 月 日

○売上（収入）金額の明細
 売上先名 所在地 登録番号（法人番号）（※） 売上金額
 売上先名 所在地 登録番号（法人番号）（※） 売上金額
 売上先名 所在地 登録番号（法人番号）（※） 売上金額
 売上先名 所在地 登録番号（法人番号）（※） 売上金額
 上記以外の売上先の計

○減価償却費の計算
 減価償却資産の名称等（繰上償却を要するもの） 取得年月 取得価額 償却の基礎となる金額 償却方法 償却年数 償却率 本年分の償却額 本年分の必要経費算入額 本年分の必要経費算入額（⑧×⑩） 未償却残高（期末残高） 備考
 減価償却資産の名称等（繰上償却を要するもの） 取得年月 取得価額 償却の基礎となる金額 償却方法 償却年数 償却率 本年分の償却額 本年分の必要経費算入額 本年分の必要経費算入額（⑧×⑩） 未償却残高（期末残高） 備考
 減価償却資産の名称等（繰上償却を要するもの） 取得年月 取得価額 償却の基礎となる金額 償却方法 償却年数 償却率 本年分の償却額 本年分の必要経費算入額 本年分の必要経費算入額（⑧×⑩） 未償却残高（期末残高） 備考
 減価償却資産の名称等（繰上償却を要するもの） 取得年月 取得価額 償却の基礎となる金額 償却方法 償却年数 償却率 本年分の償却額 本年分の必要経費算入額 本年分の必要経費算入額（⑧×⑩） 未償却残高（期末残高） 備考
 減価償却資産の名称等（繰上償却を要するもの） 取得年月 取得価額 償却の基礎となる金額 償却方法 償却年数 償却率 本年分の償却額 本年分の必要経費算入額 本年分の必要経費算入額（⑧×⑩） 未償却残高（期末残高） 備考
 計 計 計 計 計 計 計 計 計 計 計 計

（注）平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ⑩欄に償却率を記入します。

○利子割引料の内訳（金融機関を除く）
 支払先の住所・氏名 本年中の支払金額 左のうちの必要経費算入額 右のうちの必要経費算入額
 支払先の住所・氏名 本年中の支払金額 左のうちの必要経費算入額 右のうちの必要経費算入額
 支払先の住所・氏名 本年中の支払金額 左のうちの必要経費算入額 右のうちの必要経費算入額
 支払先の住所・氏名 本年中の支払金額 左のうちの必要経費算入額 右のうちの必要経費算入額
 支払先の住所・氏名 本年中の支払金額 左のうちの必要経費算入額 右のうちの必要経費算入額

○地代家賃の内訳
 支払先の住所・氏名 賃借物件 本年中の賃借料・地代家賃等 左のうちの必要経費算入額 右のうちの必要経費算入額
 支払先の住所・氏名 賃借物件 本年中の賃借料・地代家賃等 左のうちの必要経費算入額 右のうちの必要経費算入額
 支払先の住所・氏名 賃借物件 本年中の賃借料・地代家賃等 左のうちの必要経費算入額 右のうちの必要経費算入額
 支払先の住所・氏名 賃借物件 本年中の賃借料・地代家賃等 左のうちの必要経費算入額 右のうちの必要経費算入額
 支払先の住所・氏名 賃借物件 本年中の賃借料・地代家賃等 左のうちの必要経費算入額 右のうちの必要経費算入額

- 2 -

ウ 確定申告をしていない方

市民税・県民税申告書

項目7「事業・不動産所得に関する事項（収入金額）」から算出した事業収入を売上としてください。

事業に使用した「水道光熱費」及び「燃料費」が判る台帳の写し及び領収書類を提出ください。

6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給	勤務日数	月収
1		円		円
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
賞与等				円
合計				
勤務先所在地				
勤務先名				
電話番号				

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
		・	円	円
		・		
		・		
		・		
			国外株式等に係る外国所得税額	

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
		円	円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額－必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額－特別控除額)
総合譲渡	短期	円	円	円	円	円
	長期					ロ
一時						ハ

右上のイの金額を表面の⑦に、ロの金額を表面の⑧に、ハの金額を表面の⑨に記入してください。
右のニの金額を表面の⑩の所得金額欄へ記入してください。

ニ合計イ＋〔(ロ＋ハ)×1/2〕

【参考】日本標準産業分類

大分類項目表

大分類 A	農業、林業
大分類 B	漁業
大分類 C	鉱業、採石業、砂利採取業
大分類 D	建設業
大分類 E	製造業
大分類 F	電気・ガス・熱供給・水道業
大分類 G	情報通信業
大分類 H	運輸業、郵便業
大分類 I	卸売業、小売業
大分類 J	金融業、保険業
大分類 K	不動産業、物品賃貸業
大分類 L	学術研究、専門・技術サービス業
大分類 M	宿泊業、飲食サービス業
大分類 N	生活関連サービス業、娯楽業
大分類 O	教育、学習支援業
大分類 P	医療、福祉
大分類 Q	複合サービス事業
大分類 R	サービス業(他に分類されないもの)
大分類 S	公務(他に分類されるものを除く)
大分類 T	分類不能の産業